

# 令和4年度第1回 碧南市障害者差別解消支援地域協議会 次 第

日時 令和4年6月29日（水）  
碧南市地域自立支援協議会終了後  
場所 へきなん福祉センターあいくる  
ダイルーム

## 1 あいさつ

## 2 議題

- (1) 令和3年度の実施について
- (2) 令和4年度の実施について
- (3) 県内の相談状況について

## 3 その他

## 碧南市障害者差別解消支援地域協議会設置規程

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、碧南市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害を理由とする差別に係る紛争の防止及び解決に関すること。
- (2) 障害を理由とする差別に係る相談事例の共有及び相談体制の整備に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消を目的とした研修及び啓発に関すること。
- (4) その他障害を理由とする差別の解消に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害児者関係団体の代表者
- (3) 医療機関の代表者
- (4) 障害福祉サービス又は障害児通所支援関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成29年5月29日から施行する。

## 議題（１）令和３年度の取組について

### 1 周知・啓発

ホームページ及び広報へきなんに『不当な差別的取扱いの例』『合理的配慮の具体例』『社会的障壁の例』など障害者差別解消法の趣旨や相談先について掲載している。また、福祉課からの書類発送時の封筒に障害者差別に関する相談および碧南市障害者虐待防止センターの連絡先の記載を加えることにより、障害により不利益を受けている方々への周知・啓発を図る取組を継続して行っている。

### 2 窓口の設置

福祉課及び秘書情報課を相談窓口として設置し、相談を受け入れる体制を整えている。令和３年度に障害者差別に関する相談はなかった。

### 3 障害者差別解消支援地域協議会の設置

地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される組織

（構成団体）

碧南市社会福祉協議会、碧南市手をつなぐ育成会、日本福祉大学、碧南市身体障害者福祉協会、碧南市民生委員児童委員協議会、NPO法人ハートフルあおみ、刈谷公共職業安定所碧南出張所、愛知県衣浦東部保健所、西三河南部西障害者就業・生活支援センターくるくる、刈谷病院、ふれあい支援センター、ふれあい工房アルゴ、WHJ相談支援センターメビア

### 4 障害者差別解消支援地域協議会の開催

#### (1) 開催日

令和３年１０月２２日（金）

#### (2) 議題

ア 令和２年度の取組について

イ 令和３年度の取組について

ウ 令和２年度の障害を理由とする差別に関する事例について

エ 県内の相談状況について

## 5 碧南市手話言語条例の制定

### (1) 目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (2) 差別解消に関する記載

ア 市民の役割として、ろう者のコミュニケーションにおける手話の必要性についての理解を深めるよう努めるものと記載。

イ 事業者の役割として、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものと記載。

### (3) 施行日

令和4年4月1日

## 議題（2）令和4年度の取組について

### 1 周知・啓発

ホームページ及び広報へきなんに障害者差別解消法の趣旨や相談先の掲載、福祉課から送付する封筒に障害者差別に関する相談および碧南市障害者虐待防止センターの連絡先の記載を通して相談先の周知を継続して図っていく。

### 2 窓口の設置

福祉課及び秘書情報課を相談窓口とし、引き続き相談を受け入れる。

### 3 障害者差別解消支援地域協議会の開催

開催日 令和4年6月29日（水）

### 議題（３）県内の相談状況について

#### 1 県の窓口への相談状況（２０２１年４月～２０２２年３月）

(1) 相談件数（括弧内は前年同時期の件数。以下同じ。）

11件（15件）

(2) 相談者区分

本人7件 家族2件 関係者2件 市町村相談窓口0件 不明0件

(本人10件 家族4件 関係者1件 市町村相談窓口0件 不明0件)

(3) 障害種別と相談の分野

種別/分野		福祉サービスの提供	医療の提供	商品及びサービスの提供	労働及び雇用	教育	建築物の利用
身体障害	肢体	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	1件(0件)	0件(0件)	1件(0件)
	視覚	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
	聴覚	0件(0件)	0件(1件)	0件(1件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
	内部	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
	不明	0件(0件)	0件(0件)	1件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
知的障害		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
高次脳機能障害		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
精神障害(上記以外)		0件(0件)	0件(0件)	1件(1件)	0件(1件)	0件(0件)	0件(0件)
発達障害		1件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	1件(0件)	0件(1件)
難病		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
その他		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
不明		1件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
計		2件(0件)	0件(1件)	2件(2件)	1件(1件)	1件(0件)	1件(1件)

種別/分野		交通機関の利用	不動産取引	情報の提供等	意思表示の受領	その他 (行政機関の対応等)	合計
身体障害	肢体	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(3件)	2件(3件)
	視覚	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
	聴覚	0件(0件)	0件(0件)	0件(1件)	0件(0件)	0件(2件)	0件(5件)
	内部	1件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(1件)	1件(1件)
	不明	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	1件(1件)	2件(1件)
知的障害		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
高次脳機能障害		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(1件)	0件(1件)
精神障害 (上記以外)		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(1件)	1件(3件)
発達障害		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	2件(1件)
難病		1件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	1件(0件)
その他		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(1件)	0件(1件)
不明		1件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	2件(0件)
計		3件(0件)	0件(0件)	0件(1件)	0件(0件)	1件(10件)	11件(16件)

(4) 対応の区分

区分	件数
・相手方との調整 (事情を確認し、相手方に対して何らかの調整を行ったもの)	1件(8件)
・情報提供・資料送付 (相談者もしくは相手方に情報提供を行ったもの)	0件(0件)
・相談者への助言 (相談者へ助言等を行ったもの)	2件(6件)
・傾聴のみ (相談者から対応不要の意思表示があったもの等)	2件(4件)
・関係機関への引継ぎ (相談者から事情を聴取した上で、関係機関に対して、事案を引き継いだもの)	6件(1件)
・その他	0件(0件)
合計	11件(19件)

※複数の対応を行った案件があるため合計件数は一致しない。

2 市町村窓口への相談状況（2021年4月～2022年3月）（※）

不当な差別的取扱い 30件（24件）

合理的配慮の不提供 24件（18件）

環境の整備 12件（2件）

合理的配慮の好事例 2件（1件）

合計 68件（45件）

※障害福祉課に報告があったもの